

7月 高島市での「自転車 安全利用」の街頭啓発

7月7日（水）の午後4時30分から、高島市安曇川町にある「平和堂 あどがわ店」において、自転車の安全利用の街頭啓発を行いました。

高島市交通対策課員、高島警察署交通課員、高島交通安全協会指導員の方、滋賀県交通戦略課員の約30名が、チラシやティッシュを配布し、自転車の安全利用についてよびかけました。



買い物にいられたお客さんに、「滋賀県の自転車安全利用条例が2月に施行されました。」「10月から自転車保険等の加入が義務化されます。」とよびかけると、立ち止まって丁寧に話を聞いてくださいました。また、自転車に乗っ



て買い物にいられている学生さんにも、自転車条例について、課員が説明をしました。

県では、去る7月20日（火）に、県内市町の担当者向けに説明会を開くなどして、条例のねらいや保険の加入義務化の周知をしています。しかし、県の推計では、自転車保険の加入者は、現時点で県民の2割程度にとどまっています。

今後も、自転車の安全利用とともに、自転車保険等の加入の周知について、ご協力をお願いします。

